

香川県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年11月28日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

香川県公安委員会規則第13号

香川県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則等の一部を改正する規則

(香川県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第 1 条 香川県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和 3 年香川県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(電子情報処理組織による申請等) 第 3 条 電子情報処理組織（情報通信技術利用条例第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この項及び第 3 項並びに第 8 条において同じ。）を使用して申請等を行う者は、公安委員会等の定めるところにより、公安委員会等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、電子情報処理組織に係る申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。 2・3 略 <u>4 公安委員会等は、第 1 項の規定により申請等を行う者が、前項に規定する事項を同項の規定により送信し、及び記録する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であつて、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した国家公安委員会の所管する法令（法律又は政令を除く。次項において同じ。）又は他の規則の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の送信及び記録を要しないこととすることができる。</u> <u>5 国家公安委員会の所管する法令又は他の規則の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第 1 項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。</u> <u>6 略</u>	(電子情報処理組織による申請等) 第 3 条 電子情報処理組織（情報通信技術利用条例第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この項及び第 3 項において同じ。）を使用して申請等を行う者は、公安委員会等の定めるところにより、公安委員会等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、電子情報処理組織に係る申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。 2・3 略 <u>4 国家公安委員会の所管する法令（法律又は政令を除く。）又は他の規則の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第 1 項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。</u> <u>5 略</u>

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 公安委員会等は、電子情報処理組織（情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を受ける者があらかじめ当該処分通知等を書面等により受けることを申し出たときを除き、これを電子情報処理組織（情報通信技術利用条例第4条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。次項及び第3項、第7条第2項、第9条並びに第10条において同じ。）を使用して行うことができる。

2～5 略

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第7条 略

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第8条 施行規則第11条第2項の規定により公安委員会が定める情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると公安委員会等が認める場合

(3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第3条第1項の規定による申請等が困難である場合

2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から1週間以内にしなければならない。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第9条 施行規則第11条第2項の規定により公安委員会が定める情報通信技術活用法第7条第1項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 公安委員会等は、電子情報処理組織（情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を受ける者があらかじめ当該処分通知等を書面等により受けることを申し出たときを除き、これを電子情報処理組織（情報通信技術利用条例第4条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。次項及び第3項並びに第7条第2項において同じ。）を使用して行うことができる。

2～5 略

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第7条 略

<u>証符号の入力</u> <u>(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委員会等の定めるところにより行う届出</u> <u>(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)</u> <u>第10条 施行規則第11条第2項の規定により公安委員会が定める情報通信技術活用法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。</u> <u>(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合</u> <u>(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると公安委員会等が認める場合</u> (補則) 第11条 略	(補則) 第8条 略
---	-----------------------

(道路交通法施行細則の一部改正)

第2条 道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(駐車の許可) 第10条 略 2～6 略 <u>7 許可証の交付が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該許可証の交付を受けた者は、当該許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。ただし、次項の規定に基づく掲示を行う目的その他の正当な目的のために当該許可証の複製を作成する場合であって当該複製が当該許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録される場合は、この限りでない。</u> <u>8 許可証の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に係る車両の駐車中、</u>	(駐車の許可) 第10条 略 2～6 略 <u>7 前項の規定により許可証の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に係る</u>

車両の前面の見やすい箇所に当該許可証（前項本文に規定する場合にあつては、当該許可証を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したもの）を掲示しなければならない。

9～12 略

13 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、当該許可証（第3号の場合にあつては、発見し、又は回復した許可証）を廃棄（第7項本文に規定する場合にあつては、当該許可証に係る電磁的記録を当該許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル及びその者の管理する電磁的記録媒体から消去）しなければならない。

（1）～（4） 略

14 略

（安全運転管理者等の届出）

第21条 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の選任又は解任の届出は、自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を経由して、安全運転管理者にあつては別記様式第17号の安全運転管理者に関する届出書を、副安全運転管理者にあつては別記様式第17号の2の副安全運転管理者に関する届出書を公安委員会に提出して行わなければならない。

2～4 略

る車両の駐車中、車両の前面の見やすい箇所に当該許可証を掲示しなければならない。

8～11 略

12 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、当該許可証（第3号の場合にあつては、発見し、又は回復した許可証）を廃棄しなければならない。

（1）～（4） 略

13 略

（安全運転管理者等の届出）

第21条 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の選任又は解任の届出は、自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を経由して、別記様式第17号の安全運転管理者等に関する届出書を公安委員会に提出して行わなければならない。

2～4 略

別記様式第17号の2（第21条関係）

[illegible]

備考1 届出者は、※印欄には記載しないこと。
2 次の書類を添付すること。
① 戸籍抄本若しくは住民票の写し又は運転免許証若しくは個人番号カード（表面のみ）を複写機により複写したもの
② 運転管理経歴証明書又は運転経歴証明書
③ 運転記録証明書（運転記録証明期間が2年以上のものに限る。）
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第18号 (第21条関係)
略

別記様式第18号 (第21条関係)
略

別記様式第46号（第77条の2、第77条の4関係）

資 料 区 分	経歴証明	—	(新規交付・再交付)
生 年 月 日	年 月 日		
取 り 消 した (失効した) 免許証の番号			
登 録 年 月 日	年 月 日		
登 録 番 号			
受 付 場 所			

運転経歴証明書交付（再交付）等申請書						年	月	日
香川県公安委員会 殿								
フリガナ					写 真			
氏 名	氏		名					
生 年 月 日	年 月 日							
住 所					電話番号			
現に受けている運転経歴証明書			なし・運転経歴証明書・マイナ経歴証明書					
手続終了後に有することを希望する運転経歴証明書			運転経歴証明書・マイナ経歴証明書					
※ 再 交 付	再交付を申請する理由							
	記載事項変更の有無		有・無					
	現に受けている運転経歴証明書		交付年月日	年	月	日	照会番号	—
			交 付 公 安 委 員 会		公安委員会			
		運転経歴証明書番号						

- 注意事項
- 1 太線の枠内を、黒色ペン又は黒色ボールペンで記入してください。
 - 2 用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。
 - 3 現に受けている運転経歴証明書及び手続終了後に有することを希望する運転経歴証明書の欄並びに再交付の記載事項変更の有無の欄は、該当するものを○で囲んでください。
 - 4 ※再交付の欄は、再交付を申請する場合のみ記載してください。

別記様式第46号（第77条の2、第77条の4関係）

資 料 区 分	経歴証明	—	(新規交付・再交付)
生 年 月 日	年 月 日		
取 り 消 した (失効した) 免許証の番号			
登 録 年 月 日	年 月 日		
登 録 番 号			
受 付 場 所			

運転経歴証明書交付（再交付）等申請書						年	月	日
香川県公安委員会 殿								
フリガナ					性 別	写 真		
氏 名	氏		名		男・女			
生 年 月 日	年 月 日							
住 所					電話番号			
※ 再 交 付	再交付を申請する理由							
	現に受けている運転経歴証明書		交付年月日	年	月	日	照会番号	—
			交 付 公 安 委 員 会		公安委員会			
		運転経歴証明書番号						

- 注意事項
- 1 太線の枠内を、黒色ペン又は黒色ボールペンで記入してください。
 - 2 用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。

別記様式第46号の2（第77条の3関係）

受付場所		資料区分	同時記変	住所	氏名	氏名・住所	生年月日
			内・外				
生年月日	年月日			性別	男	女	
運転経歴証書の番号				照会番号	—		
運転経歴情報記録の番号							
登録年月日	年月日	登録番号			発行県		

運転経歴証明書記載事項変更等届				変更の種別	氏名 生年月日 住所 (県内・県外)	電話番号
年月日 香川県公安委員会 殿						
届出者	フリガナ					
	氏名					
	生年月日					
変更した事項	新	フリガナ			生年月日	
		氏名	氏	名	年月日	
		住所				
	旧	フリガナ			生年月日	
		氏名	氏	名	年月日	
		住所				
現に受けている運転経歴証明書		運転経歴情報記録の年月日		年月日		
		記録等公安委員会		公安委員会		
		運転経歴情報記録の番号				

- 注意事項
- 1 太線の枠内を、黒色ペン又は黒色ボールペンで記入してください。
 - 2 用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。
 - 3 変更の種別の欄は、該当するものを○で囲んでください。
 - 4 現に受けている運転経歴証明書欄には、現に受けている経歴証明書に係る運転経歴情報記録の番号又は運転経歴証明書の番号、運転経歴情報記録の年月日を記載する。

別記様式第46号の2（第77条の3関係）

受付場所		資料区分	同時記変	住所	氏名	氏名・住所	生年月日
			内・外				
生年月日	年月日			性別	男	女	
運転経歴証書の番号				照会番号	—		
運転経歴情報記録の番号							
登録年月日	年月日	登録番号			発行県		

運転経歴証明書記載事項変更等届				変更の種別	氏名 生年月日 住所 (県内・県外)	電話番号
年月日 香川県公安委員会 殿						
届出者氏名		続柄				
変更した事項	新	フリガナ				
		氏名	氏	名	年月日	
		住所				
	旧	フリガナ			生年月日	
		氏名	氏	名	年月日	
		住所				
現に受けている運転経歴証明書		運転経歴情報記録の年月日		年月日		
		記録等公安委員会		公安委員会		
		運転経歴情報記録の番号				

- 注意事項
- 1 太線の枠内を、黒色ペン又は黒色ボールペンで記入してください。
 - 2 用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。
 - 3 変更の種別の欄は、該当するものを○で囲んでください。
 - 4 現に受けている運転経歴証明書欄には、現に受けている経歴証明書に係る運転経歴情報記録の番号又は運転経歴証明書の番号、運転経歴情報記録の年月日を記載する。

別記様式第54号（第96条関係）

指 定 講 習 機 関 指 定 申 請 書 香川県公安委員会 殿 年 月 日 住 所 申請者(フリガナ) 氏 名	
指 定 講 習 機 関 と し て 指 定 を 受 け よ う と す る 者 の 名 称 及 び 住 所 並 び に 代 表 者 の 氏 名	
特 定 講 習 の 業 務 を 行 う 事 務 所 の 名 称 及 び 所 在 地	
特 定 講 習 の 種 別	
特 定 講 習 を 開 始 し よ う と す る 年 月 日	
添 付 書 類	

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第54号（第96条関係）

指 定 講 習 機 関 指 定 申 請 書 香川県公安委員会 殿 年 月 日 住 所 申請者 氏 名	
指 定 講 習 機 関 と し て 指 定 を 受 け よ う と す る 者 の 名 称 及 び 住 所 並 び に 代 表 者 の 氏 名	
特 定 講 習 の 業 務 を 行 う 事 務 所 の 名 称 及 び 所 在 地	
特 定 講 習 の 種 別	
特 定 講 習 を 開 始 し よ う と す る 年 月 日	
添 付 書 類	

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第56号（第98条関係）

指定講習機関の公示事項等変更届出書	
年 月 日	
香川県公安委員会 殿	
指定講習機関 住 所 名 称 代表者	
指定講習機関に関する規則第4条 第1項 第3項 の規定により、公示事項等 の変更の届出をします。	
変 更 日	年 月 日
変 更 前 の 事 項	変 更 後 の 事 項

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第56号（第98条関係）

指定講習機関の公示事項等変更届出書	
年 月 日	
香川県公安委員会 殿	
指定講習機関 名 称 代表者	
指定講習機関に関する規則第4条 第1項 第3項 の規定により、公示事項等 の変更の届出をします。	
変 更 前 の 事 項	変 更 後 の 事 項

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第65号（第104条関係）

特定講習休廃止許可申請書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

指定講習機関

住所

(フリガナ)

名称

代表者

道路交通法第108条の10の規定による特定講習の 一部 休止
全部 の 廃止
の許可を申請します。

休止し、又は廃止しようとする特定講習の種別	
休止し、又は廃止しようとする年月日	
休 止 の 期 間	
休止し、又は廃止しようとする理由	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
2 休止の期間の欄は、休止しようとする場合のみ記載すること。

別記様式第65号（第104条関係）

特定講習休廃止許可申請書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

指定講習機関

名称

代表者

道路交通法第108条の10の規定による特定講習の 一部 休止
全部 の 廃止
の許可を申請します。

休止し、又は廃止しようとする特定講習の種別	
休止し、又は廃止しようとする年月日	
休止し、又は廃止しようとする理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第68号の2（第108条の2関係）

指定申請書		
年 月 日		
香川県公安委員会 殿		
住 所		
申請者		
氏 名		
運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。		
使用する施設	名 称	
	所在地	
課 程	区 分	
	名 称	
備 考		

備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2 必要に応じて、運転免許取得者等教育を行うための指定基準に適合することを示す資料を添付すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第68号の2（第108条の2関係）

指定申請書		
年 月 日		
香川県公安委員会 殿		
住 所		
申請者		
氏 名		
運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。		
使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2 必要に応じて、運転免許取得者等教育を行うための指定基準に適合することを示す資料を添付すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第68号の3（第108条の2関係）

指 定 申 請 書		
年 月 日		
香川県公安委員会 殿		
住 所		
申請者		
氏 名		
運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号の規定による同規則第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。		
使用する施設	名 称	
	所在地	
検査の方法	区 分	
	名 称	
備 考		

備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 必要に応じて、運転免許取得者等検査を行うための指定基準に適合することを示す資料を添付すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第68号の3（第108条の2関係）

指 定 申 請 書		
年 月 日		
香川県公安委員会 殿		
住 所		
申請者		
氏 名		
運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号の規定による同規則第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。		
使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 必要に応じて、運転免許取得者等検査を行うための指定基準に適合することを示す資料を添付すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第69号（第109条関係）

運転免許取得者等教育認定申請書 年 月 日 香川県公安委員会 殿 住 所 申請者 氏 名	
運転免許取得者等教育 に使用する施設の名称	
運転免許取得者等教育 に使用する施設の所在地	
運転免許取得者等教育 の課程の区分	
運転免許取得者等教育 の課程の名称	
添 付 書 類	

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 添付書類欄には、添付する書類名を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第69号（第109条関係）

運転免許取得者等教育認定申請書 年 月 日 香川県公安委員会 殿 住 所 申請者 氏 名	
<u>運転免許取得者等教育 を行う者の氏名又は名 称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者 の氏名</u>	
運転免許取得者等教育 に使用する施設の名称	
運転免許取得者等教育 に使用する施設の所在地	
運転免許取得者等教育 の課程の区分	
運転免許取得者等教育 の課程の名称	
添 付 書 類	

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 添付書類欄には、添付する書類名を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第69号の2（第109条関係）

運転免許取得者等検査認定申請書 年 月 日 香川県公安委員会 殿 住 所 申請者 氏 名	
運転免許取得者等検査 に使用する施設の名称	
運転免許取得者等検査 に使用する施設の所在地	
運転免許取得者等検査 の方法の区分	
運転免許取得者等検査 の方法の名称	
添 付 書 類	

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 添付書類欄には、添付する書類名を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第69号の2（第109条関係）

運転免許取得者等検査認定申請書 年 月 日 香川県公安委員会 殿 住 所 申請者 氏 名	
<u>運転免許取得者等検査 を行う者の氏名又は名 称及び住所並びに法人 にあっては、その代表 者の氏名</u>	
運転免許取得者等検査 に使用する施設の名称	
運転免許取得者等検査 に使用する施設の所在地	
運転免許取得者等検査 の方法の区分	
運転免許取得者等検査 の方法の名称	
添 付 書 類	

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 添付書類欄には、添付する書類名を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第71号（第111条関係）

運転免許取得者等教育認定公示事項等変更届出書		
年 月 日		
香川県公安委員会 殿		
住所 届出者 氏 名		
運転免許取得者等教育の認定に関する規則第7条 第1項 第3項 の規定により、公示事項等の変更の届出をします。		
使用している 施設	名 称	
	所在地	
変 更 日	年 月 日	
変 更 前 の 事 項		変 更 後 の 事 項

備考 1 届出者が法人であるときは、届出者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第71号（第111条関係）

運転免許取得者等教育認定公示事項等変更届出書	
年 月 日	
香川県公安委員会 殿	
住所 届出者 氏 名	
運転免許取得者等教育の認定に関する規則第7条 第1項 第3項 の規定により、公示事項等の変更の届出をします。	
変 更 前 の 事 項	変 更 後 の 事 項

備考 1 届出者が法人であるときは、届出者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第71号の2（第111条関係）

運転免許取得者等検査認定公示事項等変更届出書		
年 月 日		
香川県公安委員会 殿		
住所 届出者 氏 名		
運転免許取得者等検査の認定に関する規則第8条 第1項 第3項 の規定により、公示事項等の変更の届出をします。		
使用している 施設	名 称	
	所在地	
変 更 日	年 月 日	
変 更 前 の 事 項		変 更 後 の 事 項

備考 1 届出者が法人であるときは、届出者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第71号の2（第111条関係）

運転免許取得者等検査認定公示事項等変更届出書	
年 月 日	
香川県公安委員会 殿	
住所 届出者 氏 名	
運転免許取得者等検査の認定に関する規則第8条 第1項 第3項 の規定により、公示事項等の変更の届出をします。	
変 更 前 の 事 項	変 更 後 の 事 項

備考 1 届出者が法人であるときは、届出者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の一部改正)
第3条 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別記様式第1号（第3条関係） 代理人選任届出書 1意見の聴取 弁明の機会の付与 の日時 年 月 日 午前・午後 時 分 2代理人 住 所 氏 名 3当事者との関係 上記の者を代理人と定め、意見の聴取 弁明の機会の付与（通知書 年 月 日 付け第 号）に出席させたく届出をします。 年 月 日 当事者 住 所 氏 名 香 川 県 公 安 委 員 会 香 川 県 警 察 本 部 長 殿 警察署（隊）長 備考 1 代理人に対して意見の聴取又は弁明の機会の付与に関する一切の手続を委任する 旨を明示した書面を添付すること。 2 不要の文字は、横線で消すこと。	別記様式第1号（第3条関係） 代理人選任届出書 1代理人 住 所 氏 名 生年月日 2当事者との関係 上記の者を代理人と定め、意見の聴取 弁明の機会の付与に出席させたく届出をします。 年 月 日 当事者 住 所 氏 名 香 川 県 公 安 委 員 会 香 川 県 警 察 本 部 長 殿 警察署（隊）長 備考 1 代理人に対して意見の聴取又は弁明の機会の付与に関する一切の手続を委任する 旨を明示した書面を添付すること。 2 不要の文字は、横線で消すこと。

別記様式第2号（第3条関係）

代理人資格喪失届出書

年 月 日

香川県公安委員会
香川県警察本部長 殿
警察署（隊）長

住所
氏名

年 月 日に において行われる
意見の聴取
弁明の機会の付与（通知書 年 月 日付け第 号）
については、下記の者が代理人の資格を失ったので届け出ます。

記

意見の聴取 弁明の件名	
住 所	
氏 名	

備考
1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第3条関係）

代理人資格喪失届出書

年 月 日

香川県公安委員会
香川県警察本部長 殿
警察署（隊）長

住所
氏名

年 月 日に において行われる意見の聴取
弁明の機会の付与
については、下記の者が代理人の資格を失ったので届け出ます。

記

意見の聴取 弁明の件名	
住 所	
氏 名	

備考
1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号（第4条関係）

補佐人出頭許可申請書	
年 月 日	
香川県公安委員会 香川県警察本部長 殿 警察署（隊）長	
住所 氏名	
年 月 日に において行われる 意見の聴取（通知書 年 月 日付け第 号） 口頭による弁明の機会の付与	
については、下記の補佐人とともに出頭したいので申請します。	
記	
意見の聴取 口頭による弁明の件名	
住 所	
氏 名	
当事者又はその代理人 との関係	
補佐する事項	

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号（第4条関係）

補佐人出頭許可申請書	
年 月 日	
香川県公安委員会 香川県警察本部長 殿 警察署（隊）長	
住所 氏名	
年 月 日に において行われる 意見の聴取（通知書 年 月 日付け第 号） 口頭による弁明の機会の付与	
については、下記の補佐人とともに出頭したいので 申請します。	
記	
意見の聴取 口頭による弁明の件名	
住 所	
氏 名	(歳)
当事者又はその代理人 との関係	
補佐する事項	

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第7号（第7条関係）

意見の聴取の期日・場所変更申出書

年 月 日

香川県公安委員会
香川県警察本部長 殿

住所
氏名

年 月 日に
において行われる意見の聴取

(通知書 年 月 日付け第 号)の期日・場所については、
下記の理由により変更を申し出ます。

記

意見の聴取 の 件 名		
希 望 す る 意見の聴取 の 期 日	変 更 前	変 更 後
	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分から
希 望 す る 場 所	変 更 前	変 更 後
理 由		

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第7号（第7条関係）

意見の聴取の期日・場所変更申出書

年 月 日

香川県公安委員会
香川県警察本部長 殿

住所
氏名

年 月 日に
において行われる意見の聴取

の期日・場所については、下記の理由により変更を申し出ます。

記

意見の聴取 の 件 名	
理 由	

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第8号（第7条関係）

意見の聴取の期日・場所変更通知書

第 号

年 月 日

殿

香川県公安委員会
香川県警察本部長

年 月 日に において行うこととしていた

意見の聴取（通知書 年 月 日付け第 号）の期日・場所を

下記のとおり変更したので通知する。

記

意見の聴取 の 件 名		
意見の聴取 の 期 日	変 更 前	変 更 後
	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分から
意見の聴取 の 場 所	変 更 前	変 更 後

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第8号（第7条関係）

意見の聴取の期日・場所変更通知書

第 号

年 月 日

殿

香川県公安委員会
香川県警察本部長

年 月 日に において行うこととしていた

意見の聴取の期日・場所を下記のとおり変更したので通知する。

記

意見の聴取 の 件 名		
意見の聴取 の 期 日	変 更 前	変 更 後
	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分から
意見の聴取 の 場 所	変 更 前	変 更 後

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年12月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 2 条の規定による改正前の道路交通法施行細則別記様式第46号及び別記様式第46号の 2 による用紙は、当分の間、使用することができる。

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

- 3 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第 2 条関係）					別表（第 2 条関係）				
法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長
1 ～99 略					1 ～99 略				
100 香川県公安 委員会等に係る 行政手続等にお ける情報通信の 技術の利用に関 する規則（令和 3 年香川県公安 委員会規則第 6 号）	略				100 香川県公安 委員会等に係る 行政手続等にお ける情報通信の 技術の利用に関 する規則（令和 3 年香川県公安 委員会規則第 6 号）	略			
	第 3 条 第 6 項 第 6 号	略				第 3 条 第 5 項 第 6 号	略		
	第 4 条 第 5 項	略				第 4 条 第 5 項	略		
	第 8 条 第 1 項 第 1 号	<u>申請等をする者について 対面により本人確認をす る必要がある場合の認定</u>		○					
	第 8 条 第 1 項 第 2 号	<u>申請等に係る書面等のう ちにその原本を確認する 必要があるものがある場 合の認定</u>		○					
	第 9 条 第 2 号	<u>電子情報処理組織を使用 する方法により処分通知 等を受けることを希望す る旨の届出に関する定め</u>		○					
	第10条 第 1 号	<u>処分通知等を受ける者に ついて対面により本人確</u>		○					

		<u>認をする必要がある場合 の認定</u>		
	<u>第10条 第2号</u>	<u>処分通知等に係る書面等 のうちにその原本を交付 する必要があるものがある 場合の認定</u>		<u>○</u>
	<u>第11条</u>	略		
101・102 略				
備考 略				

		<u>第8条</u>	略	
101・102 略				
備考 略				